

告 示

埼玉県告示第二百七十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十六年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 起業者の名称

三芳町

二 事業の種類

（仮称）第三公民館・学校給食センター整備事業

三 起業地

イ 収用の部分

埼玉県入間郡三芳町大字北永井字中ノ原地内

ロ 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次に掲げるとおり法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

イ 法第二十条第一号要件への適合性

申請に係る事業は、（仮称）第三公民館・学校給食センター整備事業（以下「本事業」という。）である。

本事業は、起業者が（仮称）第三公民館と学校給食センターを複合施設として整備する事業であり、当該複合施設は、法第三条第二十二号に掲げる社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館及び同条第三十一号に掲げる国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に該当する。

したがって、本事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

ロ 法第二十条第二号要件への適合性

起業者は、三芳町公民館の設置及び管理に関する条例（昭和五十二年三芳町条例第十七号）及び三芳町学校給食センター設置条例（昭和五十年三芳町条例第十号）に基づき、公民館及び学校給食センターを設置し、管理している。

さらに、本事業に必要な用地取得費及び事業費について財源措置等を講じていることから、起業者は本事業を遂行する十分な意思と能力を有するものと認められる。

したがって、本事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

八 法第二十条第三号要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

三芳町の三つの公民館のうち、旧中央公民館は、昭和四十年に建設され施設の老朽化等が著しく、平成二十三年三月の東日本大震災で設備の一部が落下するなどの被害を受けた。そのため、起業者は、当該施設が現行の耐震基準に合致しない建物であることなども考慮すると、利用者が安全・安心に施設の利用を継続することは困難と判断し、平成二十四年度に当該施設を解体した。現在利用者は、遠方にある他の公民館や集会所等を代替施設として利用している。

一方、既存の学校給食センターは、昭和四十七年に建設され、現行の耐震基準に合致していない上、施設の老朽化や設備の不備が顕著である。さらに、現行の学校給食衛生管理基準（平成二十一年文部科学省告示第六十四号。以下「衛生管理基準」という。）を遵守できていないため、衛生管理の徹底が困難な状況であるが、衛生管理基準を遵守するためには改変範囲が施設全体に及ぶことから、改修等に対応することは困難である。

これらのことから、両施設とも建替えが急務となっているため、建替方法を検討した結果、ともに既存の敷地は狭く既存敷地内のみでの建替えは不可能な上、民間施設が隣接しているなど敷地の拡張も困難なことから、移転により新築せざるを得ない状況であり、本事業の施行が急務となっている。

本事業の完成により、旧中央公民館の閉館に伴い代替施設を利用している住民の利便性が向上するとともに、社会教育及び生涯学習の拠点施設を設置することにより、充実した学習環境が確保できる。また、学校給食センターは衛生管理基準を遵守した施設となり、児童・生徒への安全・安心な給食提供を継続することができる。

さらに、起業地は災害時に指定避難所に指定される三芳小学校及び三芳中学校に近接していることから、新設する両施設を複合施設として起業地に設置することにより、重要な防災支援拠点施設となる。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

起業者が実施した自然環境調査によると、起業地には保護のため特別な措置を講ずべき動植物は確認されていない。しかしながら、周辺地域にオオタカの営巣登録箇所が存在することから、事業に伴うオオタカの影響について

検証を行った。

その結果、確認されたのは起業地外における飛来のみであり、営業や餌場は確認されていないため、本事業による影響は軽微であると評価している。

これらのことから、本事業が希少な動植物に与える影響は軽微であると認められる。

なお、起業地には文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十三条第一項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が特別な措置を講ずべき文化財は確認されていない。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

旧中央公民館利用者は、既に一年以上遠方の代替施設を利用している状況であり、このままの状態を長期間継続することはできない。

また、既存の学校給食センターは、衛生管理基準を遵守できておらず衛生管理の徹底が難しい上、現行の耐震基準に合致しない建物であることから、町内の児童・生徒に安全・安心に学校給食の提供を継続することが困難な状況であるが、改修等では対応できないため、早急な建替えが必要である。

これらの状況を踏まえ、両施設の建替方法を検討した結果、両施設とも既存の敷地は狭く敷地拡張も困難なため、移転により新築せざるを得ない。

新設する施設を起業地に複合施設として設置することにより、食育や健康づくりの拠点施設となるとともに、重要な防災支援拠点施設となる。

また、起業者は起業地を選定するに当たって、三箇所の候補地を選定して総合的な比較検討を行っている。このうち、三芳町のほぼ中心部に位置していること、三芳町第四次総合振興計画で地域拠点ゾーンに位置づけていること、取得済みの用地が活用できるため新たに取得する用地が少ないこと、旧中央公民館用地を職員用駐車場として利用できるため収用面積が少なくできること、民間運営バスの停留所が近接しており利便性に優れていること、災害時指定避難所である三芳小学校及び三芳中学校に近接しており、災害時には防災支援拠点施設として連携が図れることの理由により起業地を選択しており、その選択は適正なものであると認められる。

本事業の施行により、町民の社会教育や生涯学習活動の活性化が図れるとともに、児童・生徒へ安全・安心な学校給食を将来にわたり継続して提供することができることとなる。

なお、起業地周辺は農業振興地域であり、起業地内に農地が存在するが、

農用地区域からの除外、農地転用及び開発許可等、事業の遂行上必要な土地利用諸法上の規制については、全て解除済みである。

したがって、本事業の事業計画は合理的なものであると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められ、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

二 法第二十条第四号要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

八で述べたように、旧中央公民館は既に解体済みであり、地域住民の公民館活動に支障が生じている状態をこのまま放置することはできず、できるだけ早期に活動拠点としての公民館を整備する必要があると認められる。

また、衛生管理基準を遵守できていない学校給食センターで給食を提供し続けることはできず、衛生管理基準を遵守した給食施設を早急に整備する必要があると認められる。

したがって、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

ホ 結論

イからニまでに掲げるとおり、本事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

三芳町役場教育総務課